

文部科学大臣

末松 信介 様

全国都道府県教育長協議会

会長 藤田 裕 司

学校における新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）
対策に関する緊急要望

新型コロナウイルスとの闘いは、約2年が経過するものの、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令が度重なるなど、長期に渡る厳しい闘いが続いている。

現在、猛威を振るう変異株（オミクロン株）は、潜伏期間が短く感染力が非常に強いという特性を持ち、急速な感染拡大という事態が全国で生じている。教育委員会、学校等においては、これまでも、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（以下、「衛生管理マニュアル」という。）」や「学校で新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」等に基づき、地域の感染状況を踏まえ、感染防止と教育活動の両立に向けて取り組んできたところであるが、全国で新規陽性者数が過去最高を記録する日が続き、学級閉鎖や休校を余儀なくされる学校も増加する中、子どもを守り、子どもの学びを継続していくためには、オミクロン株の特性を踏まえた対応を早急に講じていく必要がある。

このため、現下の状況を踏まえた喫緊の対応等について、下記のとおり要望する。

記

1 オミクロン株の特性を踏まえた学校における臨時休業の判断基準等について

- (1) オミクロン株の感染急拡大により、学校の臨時休業が相次いでいるが、潜伏期間が短く重症化リスクが低いという、これまでの変異株とは異なる、オミクロン株の特性を踏まえて、各学校が学級閉鎖や臨時休業等の判断を、「学級（学年又は学校内）で感染が広がっている可能性が高い」場合に限り、適切に実施できるように、その考え方や判断基準を早急に示すこと。

また、オミクロン株の特性を踏まえた感染症対策の充実に向け、「衛生管理マニュアル」の改定や財政措置の拡充を行うこと。

- (2) 特に臨時休業の判断および期間等について、「ガイドライン」では「学校内の濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間（概ね数日～1週間程度）臨時休業を行うこと」とされている。

しかしながら、今般の感染拡大による保健所業務ひっ迫のため、施設内における濃厚接触者の特定及び待機等の指示を学校等の施設管理者に委ねられている現状があるため、このような状況を考慮した対応や判断基準も示すこと。

- (3) 学級閉鎖の日数についても、オミクロン株は3日以内に発症することが多いという特性を踏まえて、感染防止を図りながら学校教育を継続するという視点から、改めて適切な日数を検証し示すこと。

※現在のガイドラインでは、これまでの変異株において、5日以降の発症事例も多かったことから、学級閉鎖の日数は「5～7日程度を目安」とされている。

2 学校における感染防止対策と教育活動の両立

- (1) 新型コロナウイルスの飛沫防止等に対して「不織布」マスクの効果が高いとされていることから、「衛生管理マニュアル」等においても、「不織布」マスク着用の推奨や徹底について明確に示すこと。

- (2) 教職員の同居家族が濃厚接触者となることで、その教職員自身が自宅待機となるケースも多く、複数の教職員が勤務できな

くなるなど学校運営が逼迫している状況があるため、学校が本来業務や新型コロナウイルス感染症の対応に注力できるよう、スクール・サポート・スタッフ等の財政措置の拡充を引き続き図ること。

(3) 学校や家庭における学びの支援のため、GIGAスクール運営支援センターの整備など、GIGAスクール構想の実現に向けた取組の推進のため、確実かつ継続的な支援を行うこと。

(4) オミクロン株による感染者の爆発的増加に伴い、濃厚接触者も大幅に増加しており、今後ますます、各種スポーツイベント等が中止になることが予測され、これまで以上に、子どものスポーツ活動に影響を生じかねない。

運動部活動やスポーツクラブなど子どもが関わる運動について、感染防止を図りながら安全に運動を行えるよう、どのような運動競技の感染リスクが高いのか、又は制限が必要なのかなど、オミクロン株に対応した適切なリスク管理ができるよう、専門的知見を踏まえた検証を行い示すこと。

(5) オンラインの活用が日常化しつつある中、出席停止や臨時休業時等においてオンラインを活用した自宅学習が積極的に活用されている現状を踏まえ、児童・生徒の責によらない場合は特例的に出席扱いとするなど、新型コロナウイルス感染症対策が長期化している現状を踏まえた対応について検討すること。

3 ワクチン接種に関する家庭や教職員への広報及び啓発

今後、5～11歳の児童を対象としたワクチン接種が開始されるが、子どもへのワクチン接種に対して不安を持つ家庭も少なくないことから、小学校における感染拡大を防止するため、こうした子どもたちへのワクチン接種に関する正しい情報を国において、分かり易い動画等による広報に努めること。また、教職員の3回目のワクチン接種についても、促進、啓発を進めること。